

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会29-①)

施策名	原子力規制行政に対する信頼の確保				担当部局名	長官官房	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の不断の見直し・改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。				政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
達成すべき目標	原子力規制行政に対する信頼の確保				目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2017	政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1	透明性の確保 (会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合) 【PDCA管理番号: I.1.1.①】	—	—	100%	平成29年度	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、会議(情報公開法に定める不開示情報等を扱う場合により非公開とされるものを除く。)の公開割合を100%とすることを目標とする。
2	ホームページの利用のしやすさ 【PDCA管理番号: I.1.2.③】	—	—	日本工業規格JIS X 8341-3 ウェブアクセシビリティに定められている等級Aの達成	平成29年度	/	A	A	A	A	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用モデル(2010年度改定版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標である「JIS X 8341-3:2010」の等級Aを達成することを目標とする。

測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
3	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保 【PDCA管理番号: I.1.1.①】	年度を通じて、独立性・中立性・透明性を確保しつつ、業務を行う。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた行動規範等を厳格に運用する。意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底し、説明責任を果たす。
4	国内外の多様なコミュニケーションに関する取組の充実 【PDCA管理番号: I.1.2.①】	・年度を通じて国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。 ・年度を通じて本庁分だけでなく原子力規制事務所も含めて被規制者とのやり取りの要点が明確に伝わる記載とする。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 被規制者との安全性向上に係る意見交換を実施すること、行政手続法で要求されない案件についても積極的にパブリックコメントを募ること、海外の専門家との意見交換を実施すること等により、国内外の多様な意見に耳を傾ける。 また、被規制者と面談を行った場合の議事要旨(年度内に掲載するもの全て)について、本庁分だけでなく原子力規制事務所も含めて被規制者とのやり取りの要点が明確に伝わる記載とする。
5	情報管理システムの整備に向けた取組 【PDCA管理番号: I.1.2.②】	年度内に完了させる。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 米国NRCのADAMSを参考にした情報管理システム整備に向けた年度計画を第1四半期までに策定し、以降同計画に基づき、情報を検索するためのキーワードの確定、業務フローの整備を実施するとともに、情報システムの要件定義及び仕様を年度内に確定する。
6	原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化 【PDCA管理番号: I.1.2.③】	社会的な関心が高いテーマについてわかりやすく情報発信をする。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 専門的内容を平易な言葉や理解しやすいイメージなどを用いて説明するコンテンツを、社会的な要求の高まりなどを踏まえながら必要に応じて作成する。 その際には、使用が避け得ない専門用語については解説を付与する等の工夫をする。
7	被規制者とのコミュニケーションの充実 【PDCA管理番号: I.1.2.④】	特段の理由がない限り、規定どおりの日数で公開する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 被規制者とのコミュニケーションを円滑に行うため、新規制基準適合性審査の結果やヒアリングでの指摘事項等を含む議事録及びその他の面談録について速やかな公開等を行う。

8	改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの改善 【PDCA管理番号: I.2.1.①】	改善ロードマップのうち、平成29年度内に期限があるものについては期限内に完了させる。内部監査等によって業務改善につなげる。組織内に教訓事例や良好事例の水平展開を図る。	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>安全文化・核セキュリティ文化の醸成や規制の改善につながるものとなるよう、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」(平成28年11月22日原子力規制委員会決定)に沿って、IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、マネジメントシステムの継続的な改善を行う。</p> <p>まず、トップから語りかけ、組織文化・安全文化(核セキュリティを含む)の醸成を図るため、年度内に各委員と職員との対話を一巡するとともに、マネジメントシステムに関するEラーニングを開始する。</p> <p>また、現場の声を吸い上げ、業務品質を向上させるため、平成29年度実施施策に関してマネジメントシステム(PDCA)及び政策評価等の統合的な運用を開始するとともに、業務マニュアル類の体系的整理について上半期に方針を示しつつ、各部等の課題を確認し、平成29年半ばに更に必要となる作業を整理する。</p> <p>内部監査について、テーマ別監査の導入など方法を改善し、計画的に進める(年度内5部署程度)とともに、随時、個別の案件について点検を行う。</p>
9	IRRSで明らかになった課題に的確に対応 【PDCA管理番号: I.2.2.①】	IRRSにおいて明らかになった課題に対応する平成29年度業務計画を完了させる。	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>原子力規制委員会の組織体制及び運営の継続的改善のため、「IRRSにおいて明らかになった課題への対応について(平成28年4月)」及び平成29年度業務計画に沿って、改善に向けた取組を実施する。その一環として、放射線防護グループと原子力規制部の組織再編・体制整備を円滑に行う。</p> <p>引き続き、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門委審査会の評価や助言を得つつ、勧告及び提言並びにIRRS報告書から汲み取るべき事項への対応を進める。</p> <p>また、IRRSフォローアップミッションの受け入れも念頭に置いて進捗管理を行う。</p>
10	国際機関との連携及び国際社会への貢献 【PDCA管理番号: I.3.①】	<ul style="list-style-type: none"> ・国際社会における原子力安全向上に向けて相応の貢献を行うとともに、世界の知見等を情報収集し、必要に応じ、我が国の原子力規制の継続的改善に向けて適切な対応を行う。 ・庁内の国際活動のマネジメント、情報共有、フォローアップ等のシステムを適切に機能させる。 	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進め、国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。</p> <p>その実施にあたっては、原子力規制庁全体でマネジメントし、継続的に二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、重要度に応じた原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底する。</p> <p>特に、米国への原子力規制庁職員の派遣を含む米国規制機関との連携を円滑に実施するとともに、平成29年10月が提出期限である使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の第6回国別報告を期限内に作成・提出する。また、日中韓原子力安全上級規制者会合(TRM)の日本開催、及び同会合の下での合同防災訓練における3機関間の通報訓練を実施する等緊急時における3機関間の連携の強化に取り組む。</p>
11	国際人材の確保及び育成に係る取組 【PDCA管理番号: I.3.②】	国際人材、国際ピア・レビュー人材の質・量が向上させる。	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>引き続き、国際人材の確保・育成に取り組む。</p> <p>特に、IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、国際ピア・レビューに貢献できる人材として、経験豊富な職員の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。また、若手人材の国際活動の経験の獲得を促す。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度			
(1) 試験研究炉等の原子力の安全規制 (平成23年度)	134 (63)	150 (65)	81 (33)	46	-	本事業は、原子炉等規制法に基づき、試験研究用原子炉、核燃料物質等の使用について、審査や検査等を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施するものである。具体的には、原子炉設置の際の設置許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査や、使用前検査、施設定期検査、保安検査、核物質防護遵守状況検査等の検査を実施している。また、これらの安全規制の高度化等のために、試験研究用原子炉施設等の核物質防護遵守状況調査の高度化に資する調査、原子力施設の安全性向上や安全規制の高度化を図る。	001
(2) 原子力安全規制情報広聴・広報事業委託費 (平成16年度)	362 (194)	457 (321)	429 (292)	328	2	広く情報提供を行うためのホームページ運用、個別の意見や質問に対し電話で回答を行う体制を整備する。また、緊急時、原子力施設の状況等をメールアドレス登録者の携帯電話に直接配信する緊急時情報配信システムを再構築する。さらに、広聴・広報の効率化、充実化を図るため、これまで実施してきた原子力規制に係る広聴・広報活動についてその効果を総合的に分析・評価を行う事業を実施する。	002
(3) 国際原子力発電安全協力推進事業 (平成7年度)	144 (135)	144 (68)	160 (92)	134	10	我が国の原子力規制の向上に資するべく、情報の収集・発信を直接的・間接的に促進する事業、及び、規制庁職員の知識・経験・能力の向上を図る事業として、①原子力導入新興国を対象とした研修の企画・運営、②国際原子力機関(IAEA)が拠出金で運用している国際情報共有ネットワークに対し我が国として共有すべき情報・知見の整備等を実施する。	003
(4) 国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金 (平成4年度)	347 (321)	379 (379)	390 (390)	293	10	原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関(IAEA)の特徴を生かし、任意拠出金に基づきIAEAの事業活動に参画する。具体的には、IAEAが取り組んでいる、原子力安全基準・規制の策定・見直し等に関する事業、緊急時対策・放射線防護に関する事業、原子力規制の向上に向けた国際協力に関する事業、核セキュリティに関する事業等に参画するとともに、我が国の原子力規制の向上につながる検討に資する情報の収集を行う。	004
(5) 経済協力開発機構原子力機関拠出金 (平成18年度)	53 (42)	60 (54)	59 (53)	52	10	原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の活動を支える義務的拠出金の事業活動に参画する。具体的には、OECD/NEAが取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。	005
(6) 原子力発電安全基盤調査拠出金 (平成4年度)	48 (48)	53 (53)	73 (73)	68	10	原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる経済協力開発機構・原子力機関(OECD/NEA)の特徴を活かし、任意拠出金に基づきOECD/NEAの事業活動に参画する。具体的には、OECD/NEAが取り組んでいる、原子力事故の防止・緩和等に関する事業(福島第一原子力発電所事故を踏まえたOECD/NEA加盟国の規制取組状況の取り纏め及び共有等)、放射性廃棄物の管理・処分に関する事業(福島第一原子力発電所の事故で発生した燃料デブリ・がれき等を安全に管理・処分するための規制取組に向けた調査等)に参画するとともに、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資する情報の収集を行う。	006
施策の予算額・執行額	… (…)	1,313 (1,010)	1,192 (1,005)	921	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2017	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会29-②)

施策名	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施				担当部局名	長官官房 原子力規制部	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。				政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
達成すべき目標	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施				目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院 附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2017	政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数【PDCA管理番号: II.2.5.①】	—	—	0件	平成29年度	0件	0件	0件	0件	0件	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。同法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)
2	原子力災害対策特別措置法第15条による報告件数【PDCA管理番号: II.2.5.①】	—	—	0件	平成29年度	0件	0件	0件	0件	0件	
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数【PDCA管理番号: II.6】	—	—	0件	平成29年度		0件	0件	0件	0件	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
4	法案審議への対応【PDCA管理番号: II.1.1.①】	国会の理解を得られるよう法案審議に真摯に対応する。		平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 「原子力規制委員会の検査の実効性が担保されるよう、関連法令を改正すべき」とのIRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下、「原子力安全対策関連法改正法」という。)成立に向け、今後の国会審議に真摯に対応する。						
5	法改正に伴う規則等改正を含めた制度運用の検討【PDCA管理番号: II.1.1.②】	規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討をする。		平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 原子力安全対策関連法改正法案成立後、速やかに関係規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討を行う。その際、検討チーム等における検査制度の詳細検討については、継続して実施し、規則案・運用ガイド案等の作成、試運用の準備等を行う。						

6	保安検査の在り方に関する検討 【PDCA管理番号：Ⅱ.1.1.③】	保安検査・保安調査ガイド・マニュアルの改定を行う。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 これまで試行してきた検査手法の有効性等の検討結果を踏まえ、保安検査・保安調査ガイド又はマニュアルの改定を行う。
7	被規制者との安全性向上に係る意見交換 【PDCA管理番号：Ⅱ.1.1.④】	計画に従い、効果的な意見交換をする。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 事業者（経営責任者）との意見交換を月に1回程度の頻度で実施する。 また、事業者（原子力部門の責任者）との意見交換を当面、2、3ヶ月に1回程度の頻度で実施する。
8	実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.1.①】	審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告しつつ、厳正かつ適切に審査や検査を実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 新規制基準適合性に係る新規制基準適合性審査及び検査の各申請（特定重大事故等対処施設に係る申請を含む。）に基づき、厳正かつ適切に審査及び検査を実施する。
9	実用発電用原子炉に係る保安検査の実施 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.2.①】	事業者の保安活動の向上につながる検査をする。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 施設の状況を踏まえ、保安検査を適切に実施し、事業者の保安活動を確保するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自発的な取組を促す。
10	核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査等の実施 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.3.①】	審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告しつつ、施設の潜在的リスクを踏まえたグレーデッドアプローチの適用により、必要に応じ事業者に対し規制の考え方の解説等を行いながら、厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 新規制基準の適合性審査に関し、既に申請された施設や、今後新たに申請される核燃料施設等について、施設の潜在的リスクを踏まえたグレーデッドアプローチを適用するとともに、申請者における作業進捗を確認しつつ厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施する。

11	核燃料施設等のその他の検査等の実施 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.3.②】	法令に基づき厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 新規制基準適合性審査以外の審査、検査及び安全性確認についても遅滞なく適切に実施していく。
12	核燃料施設等に係る保安検査等の実施 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.4.①】	・事業者の保安活動の向上につながる検査をする。 ・核燃料物質保安検査実施要領の改定を行う。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 施設の状況を踏まえ、保安検査を適切に実施し、事業者の保安活動を確保するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自律的な取組を促す。 また、核燃料物質の使用施設に対しては、核燃料施設等保安検査実施要領を改定して、当該施設が有するリスク等を考慮した上で違反の有無の判定等を行う。
13	核燃料施設等に係る立入検査の実施 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.4.②】	計画的に立入検査を実施し、事業者の保安活動の向上につながる検査をする。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 核燃料使用施設等(41条非該当施設)に対して、立入検査を計画的に実施し、事業者の保安活動を確保するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自律的な取組を促す。
14	原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.5.①】	事業者の対応の適切性を独立した立場で確認・評価する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 個別の原子力施設でトラブルが発生した場合には、事業者が行う原因究明と再発防止対策が適切に行われていることについて、規制当局として独立した立場で確認し、評価する。
15	実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査の実施 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.6.①】	期限を念頭に置きつつ、運転期間延長に係る審査を厳正かつ適切に実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 運転期間延長認可の申請があった場合には、厳正かつ適切に審査を行う。
16	実用発電用原子炉の高経年化対策制度に係る審査の実施 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.6.②】	高経年化対策制度に基づく保安規定の変更認可について、厳正かつ適切に審査する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 高経年化対策制度に関し、運転開始から30年以上を経過する実用発電用原子炉に対して事業者が実施する10年ごとの高経年化対策(保安規定の変更認可)について厳正かつ適切に審査を行う。

17	原子炉の停止等に係る判断目安の検討 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.7.①】	必要なデータ収集を行い、検討をする。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 原子炉の停止等に係る判断の目安について必要なデータを収集し、原子炉安全専門審査会の火山部会において、検討を進める。
18	原子炉設置者によるモニタリング結果に関する評価 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.7.②】	モニタリングを実施している事業者からの報告を適切に評価する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 原子炉設置者によるモニタリング結果について、評価を行う。
19	高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.8.①】	監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置が安全かつ迅速に進むよう、監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を順次実施する。
20	東海再処理施設の廃止措置に係る対応 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.9.①】	監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 東海再処理施設の廃止措置が安全かつ迅速に進むよう、監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を順次実施する。また、機構の施設の廃止に向けた取組について、その対応状況を確認するとともに、機構の廃棄物処理・処分への取組を監視チームで適切に確認していく。
21	新規規制基準適合性審査等の結果の丁寧な説明 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.10.①】	原子力規制委員会が行った新規規制基準適合性審査等の結果について、立地自治体等の要請を踏まえて、丁寧に分かりやすく説明を行う。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 立地自治体等からの要請を踏まえた対応が実施できたか。
22	安全性向上評価に関するガイドの充実と制度の適切な実施 【PDCA管理番号：Ⅱ.2.11.①】	・事業者からの届出について適切に確認する。 ・加工施設及び再処理施設の運用ガイドの改正に向けた検討を行う。 ・記載内容の改善を図る検討を行う。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 事業者から最初の届出が予定されている実用発電用原子炉について準備を行い、「実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド」に基づき確認を行うとともに、記載内容の改善を図る検討を行う。 また、「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」の充実のため、確率論的リスク評価手法の技術的知見を収集する。

23	原子力安全と核セキュリティの調和に係る適切な実務に向けての取組 【PDCA管理番号：Ⅱ.3.①】	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の運用開始に際し適切に対応する。 ・被規制者における評価や審査・検査における確認の仕組みについて実効性のあるものとするための検討を進める。 	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>平成29年度に運用開始予定の核物質防護情報取扱者指定制度(仮称)について、適切に運用するほか、被規制者における評価や審査・検査における確認の仕組みについて実効性のあるものとするための検討を行う。</p>
24	放射線障害防止法に係る制度整備の促進 【PDCA管理番号：Ⅱ.4.1.①】	規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討をする。	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>原子力安全対策関連法改正法案成立後、速やかに関係規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討を行う。</p>
25	放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査 【PDCA管理番号：Ⅱ.5.1.①】	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等許可届出使用者等から提出される申請についての審査及び同使用者等への立入検査を厳正かつ適切に実施する。 ・登録認証機関等への立入検査を厳正かつ適切に実施する。 	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>国内に約8,000ある放射性同位元素等許可届出使用者等から提出される申請について、放射線障害防止法に基づく審査を厳正かつ適切に行うとともに、年間約400件の立入検査を厳正かつ適切に行う。 また、登録認証機関等への立入検査を厳正かつ適切に行う。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度			
(1) 試験研究炉等の原子力の安全規制 (平成23年度) ※再掲	134 (63)	150 (65)	81 (33)	46	10,11,12,13	本事業は、原子炉等規制法に基づき、試験研究用原子炉、核燃料物質等の使用について、審査や検査等を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施するものである。具体的には、原子炉設置の際の設置許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査や、使用前検査、施設定期検査、保安検査、核物質防護遵守状況検査等の検査を実施している。また、これらの安全規制の高度化等のために、試験研究用原子炉施設等の核物質防護遵守状況調査の高度化に資する調査、原子力施設の安全性向上や安全規制の高度化を図る。	001
(2) 放射線障害防止対策に必要な経費 (昭和33年度)	392 (304)	221 (144)	217 (201)	397	24,25	放射線障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射線障害防止法に基づく安全規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の使用等の許認可等を行うにあたり、透明性の高い審査、計画的かつ効果的な事業者等への立入検査、特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行うこと等により、放射性同位元素等の使用等による放射線障害を防止する。 また、国際原子力機関(IAEA)の総合的規制評価サービス(IRRS)報告書において明らかになった課題、盗取防止措置等を含む平成29年4月の放射線障害防止法改正等を踏まえ、同法の公布から3年以内としている施行に向けて制度整備に必要な調査等を実施する。	007
(3) 原子力発電施設等従事者追跡健康調査事業委託費 (平成2年度)	206 (191)	206 (198)	176	170	-	原子力発電施設等の現在及び元放射線業務従事者を対象に、低線量の放射線の被ばく線量と健康影響の関係について疫学調査を行う。これまでの25年間の調査では、一部のガンにおいて被ばく線量と死亡率の相関がみられたものの、喫煙などの生活習慣や社会経済状態など(交絡因子)が結果を歪めている可能性が示され、放射線の影響が純粋に反映されているものではないことが示唆された。このため、純粋な放射線による健康影響を評価するために、交絡因子に影響されにくい新たな集団の設計を行う必要性が認識された。これを踏まえ、交絡因子の情報を調査した上で、ガン死亡情報に加えて死亡に直接結びつかないガンの罹患状況までを調査し、より精度の高い調査のための集団設計と、そのための集計作業を行うこととする。得られた結果は、過去の結果の新しい分析を含め、積極的に発信する。	008
(4) 発電炉運転管理分野(検査・運転管理)の規制高度化事業 (平成23年度)	138 (31)	55 (30)	63 (34)	73	5,6	本事業においては、法令改正による検査制度の運用改善、保安に係る検査の有効性向上の検討、検査制度の運用を効率化させるシステムの整備を行う。また、保安活動総合評価等の運用改善のための調査分析及び評価手法の拡充等、国際会議への参加等により国際的な検査の最新知見の収集を行うことで、検査の有効性の向上や検査制度の運用改善の継続的な検討に資する。	009
施策の予算額・執行額	… (…)	632 (437)	536 (439)	686	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2017	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会29-③)

施策名	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等		担当部局名	長官官房 原子力規制部	作成責任者名 (※記入は任意)	
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。		政策体系上の 位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること		
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等		目標設定の 考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附 帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2017	政策評価実施予定時期	平成30年8月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1	東京電力福島第一原子力 発電所の廃炉に向けた取 組の監視 【PDCA管理番号:Ⅲ.1.①】	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成28年度12月版)に示された一つひとつの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組むとともに、引き続き、実施計画の変更認可申請に対する審査及び認可された実施計画に従った工事の実施や設備の性能等に係る検査を厳正かつ適切に実施する。</p>			
2	継続的な事故の分析 【PDCA管理番号:Ⅲ.2.①】	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>東京電力による調査の進捗状況等について確認するとともに、必要に応じて現地調査を実施する。</p>			
3	事故の分析に係る情報発 信等の取組 【PDCA管理番号:Ⅲ.2.②】	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>事故の分析に係る成果を海外に積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。</p>			
4	東京電力福島第一原子力 発電所事故後の対応にお ける陸域・海域の放射線モ ニタリングの実施 【PDCA管理番号:Ⅲ.3.①】	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング(帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを含む)及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、それらの結果を取りまとめて国内外に分かりやすく情報提供する。IAEAとの共同モニタリングを進め、モニタリング結果の国際的な信頼性の向上に努める。</p>			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度				
(1) 燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業委託費 (平成26年度)	233 (224)	345 (341)	573 (425)	881	1	本事業では、廃炉に向けた燃料デブリの取出しに係る様々な局面において事業者が行う臨界管理について、臨界実験装置を用いた試験等により、規制機関として安全性を確認するために必要となる以下の技術的知見を整備する。 (1) 臨界条件評価手法 (2) 臨界挙動評価手法	010
(2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃棄物管理に係る規制技術基盤整備事業 (平成26年度)	230 (119)	389 (313)	372 (316)	205	1	東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した放射性廃棄物(以下「事故プラント廃棄物」という。)等の輸送、保管、処理及び貯蔵に係る技術的着眼点を抽出するため、これらに対する各種情報の調査、評価手法の適用性の確認等を行う。	011
(3) 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析・評価事業 (平成26年度)	35 (12)	30 (9)	20 (14)	20	2	本事業においては、中間報告書で取り扱っていない技術的な項目について、解析、現地調査等を通じ継続した事故の分析を実施するため、東京電力による調査の進捗状況について確認するとともに必要に応じて現地調査を実施する。	012
(4) 環境放射能水準調査等事業委託費 (昭和50年度)	1,863 (1,373)	1,759 (1,660)	1,706 (1,550)	1,753	4	1. 環境放射能水準調査(放射能測定) 全国47都道府県において、環境試料の採取を行い、全β放射能測定、核種分析のほか、空間放射線量率の測定等を実施。 2. 環境放射能水準調査(放射能分析) 分析専門機関において、空間放射線量率の測定等を実施するとともに、環境放射能水準調査(放射能測定)で採取した試料について、ストロンチウム90、プルトニウムの分析等、高度な分析を実施。 3. 環境放射能水準調査(放射線監視結果収集調査) 地方公共団体の実施している放射線監視事業による結果等を収集し、比較検討する。	0045
(5) 海洋環境放射能総合評価事業委託費 (昭和58年度)	1,198 (796)	1,029 (821)	978 (799)	832	4	1. 我が国の原子力施設沖合に位置する主要漁場等における海産生物、海底土試料及び海水試料を採取・分析し、これら放射能濃度を把握するとともに、調査結果を取りまとめ、関係機関・団体等へ説明する。 2. 総合モニタリング計画に基づき、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域において海水及び海底土の採取・分析を行い、その結果を速やかに公表する。	0046
(6) 避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業委託費 (平成25年度)	297 (23)	79 (65)	147 (104)	123	4	1. 避難指示区域等におけるモニタリングの実施 避難指示区域等の見直しに伴う住民の帰還に向けて、これらの地域における安全性を確認し、住民の安全を確保する必要がある。そのため、研究機関や民間団体等と連携して、測定員による歩行モニタリングやモニタリングカーを活用したモニタリング等を実施する。 2. 生活行動パターンを想定した避難指示解除準備区域等における線量測定 避難者が帰還した際の複数の生活行動パターンを想定し、この各パターンにおける詳細かつリアルタイムの空間線量率を測定することで、一か月ないしは一年間といった一定期間における積算の空間線量率を算出し、実際に避難者が当該地域に帰還する前に安全性を確認する作業に資するデータを取得する。 3. モニタリング結果を活用した放射線マップの作成 帰還後の住民の安全確保を図るため、空間線量率データ等を詳細に表示した地図を作成し、住民に提供する。	0048

(7)	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金	1,344 (1,344)	924 (924)	800 (800)	800	4	住民の要望等を十分に踏まえた、きめ細かなモニタリングを実施するため、個別事情や住民のニーズを把握している県、市町村を主体とした放射線モニタリングを実施することが効果的である。このため、県、市町村が住民のニーズを踏まえ放射線モニタリングに関する用途等を柔軟に選択・実施できるよう、福島県が基金を創設し、国は当該基金に必要な経費を交付する。県、市町村は、当該基金を活用し、住空間周辺の空間線量率の測定など、住民のニーズに応じたモニタリングを実施する。	0174 (復興庁)
(8)	放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費	2,922 (1,901)	1,556 (1,352)	1,241 (1,080)	1,298	4	(1)環境モニタリング情報の公開 ○環境モニタリングホームページの運営 全国に設置したモニタリングポストの値をリアルタイムで収集し、ウェブ上に公表する。また、原子力規制庁等の放射線モニタリング結果を網羅的に閲覧できるHPを運営する。 ○環境モニタリングデータベースの整備 地域住民や国、自治体、研究者等のニーズに対応するため、政府や福島県等の自治体等が震災以降に公表してきた東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する環境汚染に関するモニタリング情報を収集する。 (2)東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の中長期的な推移の把握等 ○地上からの空間線量率等のモニタリング 東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内を中心とする放射性物質の沈着量及び定点測定や走行サーベイにより得られた空間線量率の分布状況や経時変化を詳細に調査する。 ○航空機による空間線量率のモニタリング 航空機を使用して、広範囲における空間線量率等を面的に調査する。 ○閉鎖的海域におけるモニタリング 河川からの放射性物質の流入・蓄積が特に懸念される閉鎖的海域におけるモニタリングを実施する。	0175 (復興庁)
(9)	環境放射線測定等に必要な経費	1,185 (964)	1,111 (1,027)	1,482 (1,200)	1,108	4	東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の早期環境回復、生活環境への不安解消に定めるため、平成23年度第一次及び第二次補正予算等において福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト等の点検校正・保守、稼働状況の把握等の維持管理、モニタリングの実施、測定結果の迅速な公表等に努める。	0176 (復興庁)
施策の予算額・執行額		… (…)	7,222 (6,512)	7,319 (6,288)	7,020	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2017

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会29-④)

施策名	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築				担当部局名	長官官房 原子力規制部	作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要	最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。また、原子力規制人材の確保・育成を行う。				政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること				
達成すべき目標	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築				目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2017	政策評価実施予定時期	平成30年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1	安全研究の成果の反映を含めた規制基準等の策定、見直しを図った件数【PDCA管理番号:IV.1.1.①】	-	-	平成29年度	/	6件	6件	6件	6件	安全性の追求には終わりはなく、継続的な安全性の向上が重要であり、安全研究によって新たな知見を得るとともに規制基準等の継続的改善に努めていく必要があるため。 測定指標2については、安全研究等の成果の公表の質の観点からNRA技術報告並びに査読のある論文誌及び国際会議のプロシーディングスの3つに限定し、目標値を設定した。 その他の測定指標の目標値については、平成28年度の目標値を基に各年度の目標値を設定した。
2	規制に活用する観点から安全研究等を通じて蓄積された技術的知見をNRA技術報告並びに査読のある論文誌及び国際会議のプロシーディングスで公表した件数【PDCA管理番号:IV.2.1.①】	-	-	平成29年度	/	-	-	-	20件	
3	安全研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用した件数【PDCA管理番号:IV.4】	-	-	平成29年度	/	5件	5件	5件	5件	
						19件	7件	5件	/	
						15件	11件	18件	/	
						14件	8件	7件	/	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
4	規制基準の見直し【PDCA管理番号:IV.1.1.①】	・最新知見等を踏まえ、着実に規制基準等の見直し等の検討を行う。 ・期限内までに実施する。	平成29年度		上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 規制基準等について、最新知見反映プロセス等を踏まえつつ必要な見直し等の検討を行う。 特に、有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷対策、竜巻影響評価に関して、第1四半期を目途に規則等の改正、関連ガイドの制定・改定を行う。 また、使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスクによる発電所内貯蔵、発電用原子炉施設への降下火砕物の影響評価に関して検討を行い、第2四半期を目途に必要な規則等・ガイドの改定等を行う。 さらに、安全文化醸成活動評価ガイド及び原因分析活動評価ガイドについて年度内を目途に制定する。					

5	民間規格の活用 【PDCA管理番号:IV.1.1. ②】	それぞれの期限内ま でに実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 民間規格の活用の在り方について、第2四半期を目途に課題・論点を整理し、原子力規制委員会において検討を行う。 また、維持規格の技術評価について、第2四半期を目途に技術評価書の策定、技術基準規則解釈の改正等を行う。
6	廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討 【PDCA管理番号:IV.1.2. ①】	期限内までに実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 中深度処分について、放射線防護基準の考え方を取り込んだ規制基準等の骨子案について第1四半期を目途にとりまとめ、規制基準等の案を年度内に策定する。 また、IRRSにおける課題を踏まえ、原子力施設の廃止措置後のサイト解放基準の案について第1四半期を目途に取りまとめる。
7	安全研究の積極的な実施 【PDCA管理番号:IV.2.1. ①】	安全研究の成果を NRA技術報告、論文等 により積極的に公表する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(平成28年7月6日原子力規制委員会)及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(平成29年度以降の安全研究に向けて)」(平成28年7月13日原子力規制委員会)に基づき安全研究を実施し、その成果については、NRA技術報告、論文等により積極的に公表する。
8	安全研究の方針に関する策定 【PDCA管理番号:IV.2.1. ②】	期限内までに実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 平成30年度以降の安全研究について、「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(平成30年度以降の安全研究に向けて)」について第1四半期を目途に策定する。
9	安全研究企画・見直し進め方に基づく着実な実施 【PDCA管理番号:IV.2.1. ③】	期限内までに実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 安全研究プロジェクトについて事前及び事後評価について第2四半期を目途に、中間評価について第3四半期を目途に、年次評価について年度末までに実施し、その結果を研究内容等に反映させる。
10	国際共同研究プロジェクト活動への参画 【PDCA管理番号:IV.2.1. ④】	積極的に人材交流及び国際共同研究プロジェクト活動の参画を行う。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 構築した日本原子力研究開発機構安全研究センターと相互の人材交流の枠組みを活用し引き続き人材交流を行うとともに、国際共同研究プロジェクト活動に協力して参画する。

11	国内外のトラブル情報に係る収集・分析 【PDCA管理番号: IV.2.2.①】	国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を十分に収集・分析する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に開催し、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析する。
12	収集・分析した情報の規制制度への反映等 【PDCA管理番号: IV.2.2.②】	規制制度に反映することが必要であると判断された場合に迅速に規制制度に反映できたか。また、規制制度を改正等した場合に、それに伴う審査及び検査を厳正かつ適正に実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向を分析した結果等により、必要であると判断された場合に、規制制度に反映する。また、規則制度を改正等した場合には、それに伴う審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。
13	実務経験者に関する人材の確保 【PDCA管理番号: IV.3.1.①】	平成29年度増員分に見合う、37名以上の採用者数を確保する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 安全審査・検査、原子力防災、安全研究等に係る体制強化のために優れた知識や技術を有する民間等の実務経験者の確保を継続的に実施する。 特に、平成29年度に増員となった定員分について、年度中に充足するように職員の採用を進める。
14	新規採用者に関する人材の確保 【PDCA管理番号: IV.3.1.②】	・20名程度の採用者数を確保する。 ・国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を30%以上とする。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 原子力規制庁独自の採用試験を有効活用しつつ、今後の活躍が期待できる若手職員を採用し、原子力規制を担う職員を確保する。これら若手職員の採用に当たっては、第4次男女共同参画基本計画に定める目標を踏まえ、女性職員を積極的に採用する。
15	原子力規制人材育成事業に関する取組 【PDCA管理番号: IV.3.1.③】	適切な規模(1000万円～3000万円程度)の事業を3件～10件程度採択する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 原子力規制人材を着実に進めることを目的として、原子力規制・原子力安全を担う人材を確保・育成するため、原子力規制人材育成事業を平成29年度も継続して実施するとともに、新規事業を公募・審査し、採択案件を決定し、事業を開始する。

16	<p>新検査制度等に対応する資格制度及び教育・訓練体制の整備 【PDCA管理番号：IV.3.2.①】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年10月までに資格制度を整備し、運用を開始する。 ・平成30年度初頭から新たな資格制度に基づく研修・訓練が可能になるよう、年度末までに教育・訓練の実施体制の整備を完了させる。 ・新検査制度に向けて追加的に受講すべき研修の特定及び補充の研修の企画を行い、プラントシミュレータを活用しつつ研修を実施する。 ・原子力安全研修所の稼働率を60%以上にする。 	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>平成32年度から開始される新しい検査制度及び放射線規制に対応する原子力検査官、放射線検査官等の力量を担保する資格制度を導入する。</p> <p>また、既存の研修施設を有効に活用することなどによる教育・訓練の実施体制の整備を着実に行うとともに、現検査官に対して新しい検査制度及び放射線規制に対応した追加的研修の受講を促進する。</p>
17	<p>力量管理の運用と研修内容の充実 【PDCA管理番号：IV.3.3.①】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい検査制度に対応した教育訓練カリキュラムを踏まえた標準キャリアマップについて検討をすすめ、作成に着手あうる。 ・力量管理システムの利用促進策が取りまとめる。 ・検査官等以外の職員が力量管理の試行運用を開始し、これを踏まえて研修ニーズの分析を行い、研修企画に活用する。 	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>検査官等について、既存の標準キャリアマップの必要な改善を行うとともに、平成32年度に開始される新しい検査制度に対応した教育訓練カリキュラム作成を継続し、それに応じた標準キャリアマップの整備について検討を開始するとともに、力量管理システムの利用促進を検討する。</p> <p>また、検査官等以外の職員については、整備されたキャリアマップを用いて力量管理の試行運用を開始するとともに、これを踏まえて研修ニーズの分析を行う。</p>
18	<p>知識伝承・知識管理の推進 【PDCA管理番号：IV.3.4.①】</p>	<p>知識管理ガイドに則し、部署ごとに知識管理計画が整備し、進捗状況が評価する。</p>	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>引き続きセミナーの開催などを通じて行政経験の伝承を行うとともに、前年度に作成した知識管理に係るガイドに則し、原子力規制委員会が保有する行政や技術に関する知識の伝承及び管理を進める。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度			
(1) バックエンド分野の規制高度化研究事業 (平成23年度)	247 (175)	246 (171)	109 (76)	275	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	第二種廃棄物埋設に関する規制基準のうち、浅地中トレンチ・ピット処分に関して、技術基準の性能規定化等の改正に向けた技術的知見の整理を行う。一方、中深度処分及び研究施設等廃棄物処分においては、安全確保の論点の整理や、規制基準等の整備に向けた技術的知見の整理に加え、適合性審査に向けた技術的知見の整理を行う。 第一種廃棄物埋設では、規制基準等の整備に向け、まず規制の基本的考え方を整理するとともに、立地に関する評価技術等の整備を行う。 さらに、原子力発電所等の廃止措置終了確認に必要な技術的根拠を整備するとともに、新規クリアランス対象物の認可・確認に関する技術的根拠を整備し、適切な制度運用に資する。	013
(2) 放射性物質の輸送・貯蔵に係る安全規制の高度化事業 (平成23年度)	76 (66)	114 (92)	95 (78)	86	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	使用済燃料等の貯蔵・輸送について、輸送物及び貯蔵施設の審査並びに設計及び工事の計画の認可等に必要な技術基準等の整備のため、規制動向調査等を行うとともに、中間貯蔵施設の自然環境下における影響評価に係る試験等を実施する。 さらに、輸送については、国際輸送規則の改訂検討及び国内の運搬に関する技術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の検討を行い規制の高度化に係る知見を取得する。 また、最新の知見や技術に対応できるように熱解析及び遮蔽解析評価手法の整備及び検証解析を行う。	014
(3) 燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業委託費 (平成26年度) ※再掲	233 (224)	345 (341)	573 (425)	881	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	本事業では、廃炉に向けた燃料デブリの取出しに係る様々な局面において事業者が行う臨界管理について、臨界実験装置を用いた試験等により、規制機関として安全性を確認するために必要となる以下の技術的知見を整備する。 (1) 臨界条件評価手法 (2) 臨界挙動評価手法	010
(4) 東京電力福島第一原子力発電所の廃棄物管理に係る規制技術基盤整備事業 (平成26年度) ※再掲	230 (119)	389 (313)	372 (316)	205	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した放射性廃棄物(以下「事故プラント廃棄物」という。)等の輸送、保管、処理及び貯蔵に係る技術的着眼点を抽出するため、これらに対する各種情報の調査、評価手法の適用性の確認等を行う。	011
(5) 原子力保安検査官等訓練設備整備事業委託費 (平成18年度)	192 (158)	192 (146)	172 (139)	146	16,17	原子力施設の安全確保のため、原子炉等規制法に基づく保安検査、施設定期検査等において安全上特に重要な設備・機能を検査する検査官等の育成は、重要かつ喫緊の課題である。本事業では、原子力施設の主要機器の模型や模擬設備を活用した研修を実施することで、設備の構造、機能、特性等を十分に理解するとともに、非破壊検査装置等の操作・データ評価等に必要な技能を修得することで、検査官等の専門能力の向上及び検査業務の高度化を図る。	015
(6) 原子力安全研修事業 (平成24年度)	151 (102)	158 (113)	147 (128)	210	16,17	新たな検査制度に対応するための検査官等の新たな資格制度に基づき行う実践的な研修・訓練のための教材開発、原子炉の挙動及び事業者の対応に関する基礎的な教育のための研修カリキュラム開発、研修手法の調査等をもとにした専門的人材の育成に資する研修カリキュラムの開発等を行い、これらを活用した研修を実施することにより、高い専門性や実行力を有する人材を育成し、原子力安全規制を担う組織としての能力の向上を図る。	016

(7)	軽水炉照射材料健全性評価研究事業委託費 (平成24年度)	800 (727)	860 (841)	991 (911)	744	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	原子炉圧力容器の経年劣化事象である中性子照射脆化について、照射脆化予測及び加圧熱衝撃事象の評価手法に係る知見の拡充のため、破壊じん性等の機械的特性データを取得するとともに、監視試験データに対する統計的解析手法を用いた評価を実施する。	017
(8)	燃料等安全高度化対策事業委託費 (平成24年度)	653 (576)	658 (557)	625 (623)	825	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	今後の導入が予定されている改良型燃料に対して試験等を実施し、反応度事故時及び冷却材喪失事故時の燃料挙動、並びに、高燃焼度で顕著となる被覆管の照射成長に関するデータを整備する。 反応度事故については、発電炉で使用した燃料棒から試験用試料を作製し、反応度事故を模擬できる試験炉にて試験を実施することにより燃料挙動データを取得する。また、あわせて反応度事故時燃料挙動の解析を実施する。冷却材喪失事故については、発電炉で使用した燃料棒から被覆管を採取して試験用試料を作製し、冷却材喪失事故模擬試験を実施することにより燃料挙動データを取得する。被覆管照射成長に対しては、被覆管試料を試験炉にて照射することにより、被覆管の寸法変化データを取得する。	018
(9)	高経年化技術評価高度化事業 (平成24年度)	872 (797)	786 (668)	662 (589)	411	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	審査に必要な技術的判断根拠の整備・拡充のための研究として、長期間使用された電気ペネトレーションについて重大事故環境条件下における健全性評価法の検討を行う。また、国内外の原子力発電所の経年劣化に関する運転経験や研究成果等の情報を調査する。	019
(10)	原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業 (平成25年度)	574 (532)	1,564 (1,541)	1,203 (1,201)	315	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	現在の新規制基準に係る適合性審査では、主に断層の上部に堆積した地層の年代を特定し、断層の活動性を評価する手法(上載地層法)により断層の活動性を判定しているが、地域によってはそのような上載地層が存在せず、断層の活動時期の特定が困難な場合もある。 このため、本事業では上載地層法以外の方法による断層等の活動性判定手法の整備を目的として、国内外における断層等の活動性評価手法の調査・研究結果等を広く収集・整理し、評価手法の有効性確認のための調査・分析に関する方針を策定するとともに、断層等の活動性評価に必要な地質・地質構造に関するデータを取得し、断層等の評価手法に関する適用条件・課題等を整理する。	020
(11)	燃料設計審査分野の規制研究事業 (平成26年度)	1468 (823)	716 (364)	598 (460)	494	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	原子力施設の安全性・健全性を確認するための解析・評価及び事業者の許認可等の申請に対する適合性審査に必要な技術的判断根拠等を整備するための試験を実施する。また、精度の高い解析(燃料・炉心解析、過渡・事故解析等)を行うため、事故・トラブル等の原因を含む最新の知見を反映した解析コードを整備する。なお、平成26年度までは発電炉プラントシステム全体を対象としていたが、平成27年度からは発電炉燃料を対象とし、審査に必要な燃料に係る規制基準を整備することを目的として、原子炉の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における燃料挙動評価のための試験及び解析等を実施し、技術知見を整備する。	021
(12)	原子力施設における外部事象等に係る安全規制研究事業 (平成23年度)	2,396 (1,740)	1,906 (1,506)	1,905 (1,555)	1,931	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	新規制基準の施行を踏まえ、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査(設置許可、工事計画認可、安全性向上評価の妥当性確認等)への新知見の反映及び耐震・耐津波関連等に関連する基準類(評価ガイド、審査ガイド等)の継続的な整備・反映に資するため、地震・津波等の外部事象の規模や頻度等の評価と、それらの外部事象の影響を受ける建屋・機器・周辺斜面等の応答や耐力の評価、及びこれらを総合的に評価する手法等の整備等に係る研究事業を実施する。	022
(13)	核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業 (平成23年度)	160 (159)	277 (265)	224 (185)	186	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関して、リスク評価手法及びデータの整備・高度化を行う。また、再処理事業者が報告する商用再処理施設の安全性に及ぼす経年変化の評価及びその結果に基づいて策定した長期保全対策の内容を確認するために、科学的合理性を有する技術的知見を整備する必要がある。このため、腐食、応力腐食割れ及び水素せい化割れに関する試験を行い、判断根拠となる技術データ(経年変化メカニズム、加速因子、腐食進展傾向等)を取得する。	023

(14)	発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業 (平成25年度)	910 (527)	1,051 (826)	1,443 (1,340)	1,450	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	今後の安全規制の検討のために、SA対策の有効性評価に必要な国際協力試験データ、解析結果等を整備するとともに、海外規制情報等を調査する。また、既存炉の安全性向上評価支援を行うために国内外の施設を用いた実験的知見の整備を行うとともに、これらのデータを用いた解析評価技術の向上を図り解析的知見を整備する。さらに、これらの知見を踏まえて国産SA解析コードの開発及び評価技術の向上を図る。加えて、リスク情報を活用した防護措置の指標等を整理する。	024
(15)	放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備事業 (平成15年度)	74 (56)	62 (51)	65 (48)	70	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整、処分等に関する国内の動向把握を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。	025
(16)	原子炉施設等の規制基準整備事業 (平成23年度)	26 (20)	23 (15)	24 (15)	18	1.2.3.4.5	国内外の法令の動向を総合的に調査・分析する。また、IAEA安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、基準策定に係るIAEAの関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行う。さらに、IAEA安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。	026
(17)	技術基盤分野の規制高度化研究事業 (平成23年度)	191 (126)	99 (80)	92 (81)	175	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	原子炉施設に「リスク情報」を活用する安全規制分野や具体的な活用方策に関する検討を行うとともに、「リスク情報」を活用するための基盤となる確率論的リスク評価(PRA)について、手法・データの整備・高度化を行う。	027
(18)	発電炉設計審査分野の規制研究事業 (平成23年度)	440 (208)	1,359 (1,135)	2,030 (1,884)	1,757	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	実用発電用原子炉の安全設計、重大事故等対策の妥当性確認を行う解析コードを用いて解析を行い得られた知見を適合性審査等に活用する。最新知見に基づいた国産システムコードの開発を行い、審査に必要な技術的基盤の整備に役立てる。使用済み燃料貯蔵プール事故時の対策等の妥当性確認に必要な技術的知見を整備する。研究開発段階炉の解析手法及び解析コードの改良を実施し、技術的知見を獲得する。人間や組織といったソフト面の安全規制等に関する国内外の最新知見を調査、整理する。定量的な火災影響評価手法の整備、海外の火災防護情報の収集・分析を実施する。重大事故時の原子炉格納容器の終局的耐力評価に係る技術的知見を整備する。	028
(19)	原子力施設等安全解析事業 (平成23年度)	1,316 (16)	704 (15)	455 (2)	100	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉、核燃料施設、使用済燃料貯蔵施設、核燃料輸送物、放射性廃棄物処分等に関連する施設や設備の安全性を確認するため、事業者が実施する評価や設計等の内容が、設置許可や工事計画認可段階等における審査の基準に照らして適切であるかを適合性審査で判断する必要がある。このため、プラント固有の特性や既往の審査において検討事例の無い事項等について、審査の視点に基づき数値解析等の検討を行い、得られた知見を審査に活用できるよう整理する。	029
(20)	原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業 (平成23年度)	593 (313)	387 (287)	382 (256)	355	1,11,12	本事業においては、国内外の機器・設備に起因する事故故障情報、規制・基準の動向情報、被ばく情報等の原子力安全情報を収集・整理するとともに、安全規制への反映の要否等について分析・評価を行い、原子力安全の向上につながる方策の提案等を行う。また運転経験の共有の観点から、国際機関や海外諸国に国内情報の発信を行うとともに、原子力規制庁関係者へ最新情報の定期的な提供等情報の発信を行う。	031
(21)	火山影響評価に係る研究事業 (平成26年度)	157 (141)	257 (239)	539 (496)	607	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	本事業は、火山活動の長期評価に関する指標策定と火山モニタリングに関する評価指標策定のための知見を取得するものである。具体的には、火山活動を繰り返す火山の長期評価に関する指標策定のための知見整備として、主要な火山の活動履歴と大規模噴火した火山活動に関する詳細調査(高精度の年代測定、ボーリング調査、岩石学的検討等)を実施する。また、火山モニタリングに関する評価指標策定のための知見整備として、過去に大規模噴火した火山での観測(地球物理学的・地球化学的観測)情報を整理し、前記の詳細調査結果を基に、大規模噴火の準備段階となるマグマ溜りと地殻変動の関係を推定する数値シミュレーション手法について検討を実施する。	032

(22)	原子力規制高度化研究拠出金 (平成26年度)	197 (187)	303 (262)	299 (210)	235	1,2,3, 4,5,6,7,8,9, 10	設計基準事象、多重故障による重大事故等の発生時の熱水力挙動、燃料挙動、水素挙動等に係る知見を取得し、原子力規制委員会が実施する安全研究に役立てる。また、それらの知見を原子力規制庁が所有する解析コードの妥当性を確認するために活用する。さらに、米国原子力規制委員会(NRC)のシビアアクシデントコードの利用協定等に参加し、シビアアクシデント対策の有効性を評価する解析の信頼性向上に資する。	033
(23)	プラントシミュレータ研修事業委託費 (平成26年度)	187 (0)	1,897 (1,393)	1,081 (883)	351	16,17	原子力規制委員会職員として事業者を指導・監督するために必要な、発電炉の安全対策・事故対策の仕組みの理解や、事故時のプラント状況の把握、事故進展予測等に関する専門能力の向上を図るため、高度な研修設備として研修用プラントシミュレータを整備しており、本事業においては、当該シミュレータ設備を活用した研修の教材等を開発し、実践的な研修を実施するとともに、当該シミュレータ設備の維持管理、設備の増強等実践的な研修が実施できる環境を確保する。 ※平成26年度補正予算額のうち、1393百万を平成27年度へ繰越。 ※平成27年度補正予算額のうち、1,081百万を平成28年度へ繰越。	034
(24)	原子力規制人材育成等の推進 (平成28年度)	-	-	300 (189)	382	15	原子力規制を着実に実施していくためには、原子力規制委員会職員のみならず、広く原子力安全及び原子力規制に必要な知見を有する人材を育成・確保していくことが重要である。このため、国内の大学等と連携し、原子力規制等に関わる人材を、効果的・効率的・戦略的に育成することを目的とした人材育成事業を推進する。 国内の大学等が応募した教育研究プログラムについて、外部有識者を含めた審査評価委員会において選定し、採択となった案件に対して補助金を交付する。	036
施策の予算額・執行額		… (…)	15,799 (12,499)	14,819 (12,478)	10,280	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) 原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2017		

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会29-⑤)

施策名	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施		担当部局名	長官官房	作成責任者名 (※記入は任)	
施策の概要	核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。		政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること		
達成すべき目標	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施		目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議	政策評価実施予定時期	平成30年8月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1	IAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項についての対応【PDCA管理番号: V.1.1.①】	関係省庁とも連携しつつ、年度内に各改善事項を実施し、又はその方向性を決定する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 平成27年2月に受け入れたIAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項について、IPPASフォローアップミッションに向け、関係省庁と連携しつつ、継続的な改善に取り組む。		
2	職員の核セキュリティ文化醸成に向けた研修の着実な実施【PDCA管理番号: V.1.1.②】	職員の核セキュリティ文化醸成に向けた研修を計画的かつ適切に実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 職員の核セキュリティ文化醸成のため、研修等の場を通じ、職員各自が核セキュリティに関する問題意識を持つ環境づくりを行う。		
3	内部脅威対策の導入に伴う核物質防護規定の審査【PDCA管理番号: V.1.1.③】	核物質防護規定の審査を適切な期間で厳正に実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 個人の信頼性確認及び防護区域への監視装置の設置に伴う核物質防護規定変更認可申請書の審査について、厳正かつ適切に行う。		
4	関係政令、規則等の整備に関する取組【PDCA管理番号: V.1.1.④】	規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 原子力安全対策関連法改正法案成立後、速やかに関係規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討を行う。		
5	核物質防護検査等の厳格な実施【PDCA管理番号: V.1.2.①】	核物質防護検査等を厳正かつ適切に実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 IAEAの最新の核物質防護に関する勧告等を踏まえ強化を図った事業者の防護措置の状況について、プロセス型検査の手法も一層活用しつつ、個人の信頼性確認、緊急時・非常時における対応、サイバーセキュリティ対策、核セキュリティ文化の醸成等について、引き続き核物質防護検査等において厳格に確認していく。		
6	我が国の保障措置活動の着実な実施【PDCA管理番号: V.2.①】	IAEAによる保障措置拡大結論(「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との結論)を得る。保障措置機器の取扱いについて関係者間で整理する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 IAEA及び二国間原子力協力協定締約国との良好な意思疎通を図りつつ、IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行する。 また、日・IAEA保障措置協定の履行に伴い原子力施設内に設置する保障措置機器に起因する安全上の問題が生じないよう、当該機器の管理上の責任・取扱いについてIAEA、事業者、関係部署等との調整の上整理し、緊密な連携を図る。		

7	東京電力福島第一原子力発電所における保障措置【PDCA管理番号: V.2.②】	IAEAによる保障措置拡大結論(「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との結論)を得る。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動等について、IAEA等の国内外の関係各機関と緊密な連携を図りつつ継続して実施する。
8	新たな保障措置検査項目に係る検討【PDCA管理番号: V.2.③】	IAEAと合意する適切な時期に効果的に対応を講じる。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 核燃料物質の未申告の生成及び処理が行われていないことの確認を目的とする検査(OSP-OS)の未実施施設への導入等、IAEAによる国レベル保障措置手法の策定に伴って今後改訂が予定されている個別保障措置手法の検討を進め、必要な措置を講じるとともに、改訂された手法の実施に際しては、指定保障措置検査等実施機関等との連携を図る。
9	我が国の保障措置活動に係る情報発信及び人材育成【PDCA管理番号: V.2.④】	・我が国の保障措置の取組に関する発信内容を、国際社会における我が国に対する信頼醸成に資するものとする。 ・採用、教育及びIAEA等への派遣等を計画的かつ効果的に行う。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 我が国の保障措置の取組について、国際会議や原子力規制委員会ホームページなどを通じて国際的に発信していくほか、関係部署と連携しつつ長期的観点からの保障措置人材の育成方針の検討も継続的に行う。
10	原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督【PDCA管理番号: V.2.⑤】	・核物質管理センターにおけるガバナンス体制を強化する。 ・暫定的な対策を着実に実施する。本格的な対策の準備を着実に進捗させる	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関である公益財団法人核物質管理センターで発生した情報セキュリティ対応の不備を踏まえ、再発防止対策の履行状況及び指定機関としての業務遂行状況について立入検査等を通じて適時に確認し、必要な指導・監督を行う。
11	原子力安全と核セキュリティの両立のための効率的な連携(再掲)【PDCA管理番号: V.3.①】	・制度の運用開始に際し適切に対応する。 ・被規制者における評価や審査・検査における確認の仕組みについて実効性のあるものとするための検討を進める。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 平成29年度に運用開始予定の核物質防護情報取扱者指定制度(仮称)について、適切に対応を運用するほか、被規制者における評価や審査・検査における確認の仕組みについて実効性のあるものとするための検討を行う。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円) 29年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度				
(1) 試験研究炉等の核セキュリティ対策 (平成23年度)	45 (29)	49 (17)	41 (14)	38	5	本事業は、原子炉等規制法に基づき、試験研究用原子炉、核燃料物質等の使用について、審査や検査等を実施するものである。具体的には、核物質防護遵守状況検査等の検査を実施している。また、これらの安全規制の高度化等のために、試験研究用原子炉施設等の核物質防護遵守状況調査の高度化に資する調査、核燃料物質の使用等の規制に関する国際動向等調査等を実施し、原子力施設や安全規制の高度化を図る。	037
(2) 保障措置の実施に必要な経費 (昭和52年度)	3,020 (2,915)	3,163 (3,105)	2,956 (2,726)	3,082	6,7,8,9,10	国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関し、国の査察官等が自ら実施する検査・審査業務等のほか、以下の業務を原子炉等規制法に基づく指定機関に行わせる。 ①保障措置に関する情報処理業務委託 国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務 ②保障措置検査等実施業務 保障措置検査、保障措置検査で提出させた若しくは立入検査で収去した試料の試験及び各検査において取り付け装置による記録の確認、保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究等の全部又は一部	038
(3) 保障措置環境分析調査事業委託費 (平成8年度)	338 (336)	350 (344)	264 (260)	403	6	本事業では以下の業務を実施する。 ①新規分析手法の開発(平成28年度及び29年度は、ウラン溶液を対象としたウラン生成時期決定法の開発)や既存分析手法の高度化 ②IAEAに認定されたネットワーク分析所として、IAEAの依頼に基づく、他国で収去された試料の分析 ③保障措置に係る試料分析に必要な施設・設備等の維持管理	039
(4) 大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究事業委託費 (平成13年度)	170 (93)	268 (0)	11 (0)	262	6	日本原燃大型混合酸化物燃料加工施設(J-MOX)では、新技術の導入により運転の自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、既存の保障措置技術に加え、本施設に特化した保障措置機器類を開発し、有効な保障措置システムを新たに構築することが必要。このため、本事業では、施設的设计・建築の進捗に合わせて施設に適用する保障措置機器類(①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定機器、③バルク工程内MOX粉末・ペレット測定機器)を開発し、これら機器類で測定されるデータを収集・評価する保障措置システムを構築する。	040
(5) 国際原子力機関保障措置拠出金 (昭和61年度)	129 (129)	122 (122)	117 (117)	102	6,9	・福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復を目的とした保障措置手法等の開発への参画 ・IAEAによる知識・技能向上のための保障措置研修(トレーニング)に係るプログラム作成及び講師としての参画 ・我が国を含む加盟国がIAEAに対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画 特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復していくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保しつつ、円滑な廃炉の実現につなげていく。	041
(6) 原子力発電施設等核物質防護対策事業 (平成15年度)	151 (105)	153 (111)	143 (110)	140	1,2,3,5	本事業では、次の事業を実施する。 (1)新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ収集 新たな脅威等に係る原子力施設における防護措置の防弾・耐爆性能について試験等によるデータ収集、分析により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施 (2)規制動向調査 海外の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査・分析及び国際原子力機関の会合参加や海外規制機関との交流を通じた情報収集、実態把握を実施	042
施策の予算額・執行額	… (…)	4,105 (3,699)	3,532 (3,227)	4,027	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(原子力規制委員会29-⑥)

施策名	放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化				担当部局名	長官官房	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	最新の知見について、国内法令への取り込みが急務であるものを中心に調査審議を行うとともに、関係行政機関からの諮問について適切に審議を進める。 原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。				政策体系上の 位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
達成すべき目標	放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化				目標設定の 考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附 帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2017	政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1	【PDCA管理番号: VI.2.2. ①】 原子力事業者による防災 訓練の実施	-	-	39事業所 /39事業所	平成29年度	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	原子力災害対策特別措置法の改正により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することとされた。防災基本計画では、原子力規制委員会 が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認 する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力 のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため。
2	【PDCA管理番号: VI.1.4. ⑤】 全都道府県の空間線量率 の公表	-	-	365日分	平成29年度	365日分	365日分	365日分	366日分	365日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に 関する事務を行っており、全都道府県の空間線量率を翌日(翌日が土・休日・祝日 の場合は、土・休日・祝日明けに)公表することとしているため。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
3	放射線審議会の機能強化 【PDCA管理番号: VI.1.1. ①】		平成29年度		上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 原子力安全対策関連法改正法案成立後、放射線審議会に調査審議・提言機能が追加されたことを踏まえ、放射線防護対策を推進する。 具体的には、職業被ばくに係る眼の水晶体の線量限度、ICRP2007年勧告等の国際的な最新の知見について、国内法令への取り込みが急務 であるものを中心に調査審議を行うとともに、関係行政機関からの諮問について適切に審議を進める。						

4	<p>原子力災害対策指針の継続的改善 【PDCA管理番号:VI.1.2.①】</p>	<p>・実用発電用原子炉及び核燃料施設等のEALの検討結果を原子力災害対策指針へ平成29年度中に反映する。 ・直近の指針改正を受け、原子力災害対策特別措置法に係る政令及び規則の改正を平成29年度中に行う。 ・各支援センターを通じて道府県の原子力災害拠点病院等の指定に係る各種支援を行う。</p>	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう原子力災害対策指針について、核燃料物質の輸送に係わる防護措置の在り方等に関し充実を図るとともに、原子力災害拠点病院の指定促進の支援等、原子力災害時における医療体制の着実な整備等の原子力災害対策指針の具体化に向けた取組を進める。</p>
5	<p>放射線防護に係わる安全研究の推進 【PDCA管理番号:VI.1.3.①】</p>	<p>「放射線安全規制研究戦略的推進事業」の実施により、規制の改善に寄与する成果を得る。</p>	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を実施し、規制の改善に必要な科学的知見を得る。</p>
6	<p>原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制の充実 【PDCA管理番号:VI.1.4.①】</p>	<p>原子力施設立地地域の緊急時モニタリング体制の充実を図る。</p>	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>引き続き、緊急時モニタリングに係る制度の充実を図る。 また、地方放射線モニタリング対策官事務所の整備を行うとともに、全国の原子力施設立地地域におけるモニタリング資機材の整備拡充の検討を行う。 さらに、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおける緊急時モニタリング結果を迅速に把握するための機能追加やシステム運用のあり方の検討を行う。</p>
7	<p>原子力艦寄港地の緊急時モニタリング体制の強化 【PDCA管理番号:VI.1.4.②】</p>	<p>原子力艦寄港地における緊急時モニタリング体制の強化を図る。</p>	平成29年度	<p>上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。</p> <p>佐世保、沖縄に原子力艦放射能調査専門官を配置するとともに、原子力艦モニタリングシステムと緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムとの接続を行い、緊急時モニタリング体制の充実を図る。</p>

8	訓練等を通じた緊急時対応能力の向上 【PDCA管理番号: VI.1.4.③】	訓練等を通じた改善点の検討を行う。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 地方公共団体と訓練を行い、緊急時モニタリングセンターの運営及び関連機器・システムに係る習熟を図ること等により緊急時対応能力の向上に努める。
9	東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施(再掲) 【PDCA管理番号: VI.1.4.④】	・モニタリング結果を国内外へ遅滞なく公表する。 ・IAEAとの共同モニタリングによりデータの信頼性についてIAEAから評価を受ける。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング(帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを含む)及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、それらの結果を取りまとめて国内外に分かりやすく情報提供する。 IAEAとの共同モニタリングを進め、モニタリング結果の国際的な信頼性の向上に努める。
10	全国の環境中の放射線等の測定 【PDCA管理番号: VI.1.4.⑤】	地方公共団体等と連携して確実に測定・監視を行う。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 引き続き、地方公共団体等関係機関と連携して、全国の環境中の放射線及び放射能の水準を測定・監視するとともに、定期的にホームページで情報提供する。
11	原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定 【PDCA管理番号: VI.1.4.⑥】	関係機関と連携して確実に測定・監視を行う。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 原子力艦寄港地において、関係機関と連携して、原子力艦寄港時及び定期的に環境放射線及び放射能の水準を測定・監視するとともに、ホームページで情報提供する。
12	モニタリングの技術的事項の検討 【PDCA管理番号: VI.1.4.⑦】	・放射能測定法シリーズの改訂案を作成する。 ・モニタリングの品質保証の制度作りに必要な技術的事項を明確化する。 ・補足参考資料(平常時モニタリング)を策定する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行う「環境放射線モニタリング技術検討チーム」を開催し、放射能測定法シリーズの継続的な改訂作業、モニタリングの品質保証の制度作りに必要な技術的事項の明確化、補足参考資料(平常時モニタリング)の策定を行う。
13	原子力災害以外の危機管理対応に関するマニュアルの整備 【PDCA管理番号: IV.2.1.①】	・上期中に指針の見直しを踏まえてマニュアル体系の在り方について検討する。 ・既存の防災計画の業務継続計画との関連、整合性を見直しを実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 各種危機管理対応マニュアルが常に最適なものになるよう見直しを実施する。 また、蓋然性の高い事態を優先して対応マニュアルの整備を進める。

14	防災訓練における機能強化の充実 【PDCA管理番号:IV.2.1.②】	それぞれの期限内に実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 総合防災訓練等を踏まえ、危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練等について、その立案を第2四半期までに終了し、年度内に実施する。
15	原子力事業者防災訓練に関する評価の充実 【PDCA管理番号:IV.2.2.①】	年度内に実施する。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 平成28年度原子力事業者防災訓練報告会における評価結果に対する議論を踏まえ、緊急時対応センター(ERC)との情報共有、シナリオの難度、シナリオの多様化については継続して改善が必要であり、引き続き評価のための業務マニュアル、評価指標を見直す。 また、平成29年度原子力事業者防災訓練報告会において、前年度の原子力事業者防災訓練の評価結果を踏まえ、原子力事業者との意見交換を行い原子力事業者の能力向上を目指すとともに、評価指標についても、必要な見直しを行う。 あわせて、防災対応能力の向上に資するコメント及び指摘を取り込めるように、評価のための業務マニュアルを継続的に見直す。
16	原子力事業者防災訓練を通じた緊急時対応能力向上 【PDCA管理番号:IV.2.2.②】	十分な回数実施し、関係者の緊急時対応能力向上につなげる。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 緊急時対策所に派遣される職員及びERCプラント班が事故収束に関する情報共有をできるように、機器操作の習熟周知を図るとともに、原子力事業者防災訓練への活用等参加を通じて派遣職員へ指導する。 また、要員配置の変更及び機器の更新に伴う関係職員の機器操作能力の維持向上のため、定期的な訓練機会を設定するとともに、官邸プラント班等の主要な要員及び原子力規制委員・原子力規制庁幹部が参加する原子力事業者防災訓練を通じて対応能力の向上を図る。
17	原子力災害対策に関する関係省庁等との連携 【PDCA管理番号:IV.2.2.③】	期限内に開催し、情報共有し、連携を図る。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 防災基本計画の規定に基づき、平時から情報を共有し、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため関係省庁、原子力事業者及び電気事業連合会を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議を平成29年度中に2回開催する。 また、原子力発電所の立地地域においても、当該地域に所在する原子力災害対策中央連絡会議構成省庁の地方支分部局、当該地域を管轄する道県警察本部(必要に応じて当該地域の広域避難の避難先となる都府県警察本部)、消防、管区海上保安本部(必要に応じて当該地域を管轄する海上保安部)、自衛隊及び原子力事業者を構成員とする原子力災害対策地域連絡会議について、全地域、年度内に少なくとも1回開催する。
18	通信ネットワーク設備・システムの強化 【PDCA管理番号:IV.2.3.①】	・年度内に適切な評価(脆弱性の洗い出し)を実施し、必要な対応を図る。 ・原子力施設立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。	平成29年度	上記施策を実施する上で、次のように活動し、左記の目標を達成する必要があるため。 通信ネットワーク設備における危機管理体制の一層の充実を図るため、危機管理用通信ネットワーク設備の脆弱性評価を実施し、必要に応じて対応を図る。 また、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおける緊急時モニタリング結果を迅速に把握するための機能追加やシステム運用のあり方の検討を行う。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度			
(1) 放射能調査研究に必要な経費 (昭和32年度)	1,504 (1,179)	1,669 (1,455)	1,543 (1,383)	1,626	7,10,11	<p>米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁において実施する。</p> <p>1 米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査:①原子力規制委員会、②国土交通省(海上保安庁)、③農林水産省(水産庁)</p> <p>2 輸入食品、農作物、海産生物中の放射能に関する調査研究:①厚生労働省、農林水産省(②農林水産技術会議、③水産庁)</p> <p>3 大気中、海洋中の放射性物質に関する調査研究:①防衛省、国土交通省(②気象庁、③海上保安庁)</p> <p>4 離島等の放射性物質監視測定:環境省</p> <p>※平成27年度補正予算額のうち、28百万を平成28年度へ繰越。</p>	0043
(2) 緊急時対策総合支援システム整備等事業委託費 (昭和57年度)	746 (572)	714 (453)	273 (169)	303	6,18	<p>1. 緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム整備等 政府や地方公共団体が、放射線監視等交付金を用いて実施しているモニタリングや環境モニタリングの結果等を緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムに収集し、様々な情報を把握するとともに、ホームページ上に適切な形態で表示することを念頭に置いた情報表示のあり方について検討する。</p> <p>2. 原子力災害対策指針等を踏まえた表示機能の改善・見直し 原子力災害対策指針等に対応した情報収集結果の表示形態等について検討するとともに、その検討を踏まえた表示機能の改善・見直しを行う。</p>	0044
(3) 環境放射能水準調査等事業委託費 (昭和50年度) ※再掲	1,863 (1,373)	1,759 (1,660)	1,706 (1,550)	1,753	2,9,10	<p>1. 環境放射能水準調査(放射能測定) 全国47都道府県において、環境試料の採取を行い、全β放射能測定、核種分析のほか、空間放射線量率の測定等を実施。</p> <p>2. 環境放射能水準調査(放射能分析) 分析専門機関において、空間放射線量率の測定等を実施するとともに、環境放射能水準調査(放射能測定)で採取した試料について、ストロンチウム90、プルトニウムの分析等、高度な分析を実施。</p> <p>3. 環境放射能水準調査(放射線監視結果収集調査) 地方公共団体の実施している放射線監視事業による結果等を収集し、比較検討する。</p>	0045
(4) 海洋環境放射能総合評価事業委託費 (昭和58年度) ※再掲	1,198 (796)	1,029 (821)	978 (799)	832	9,10	<p>1. 我が国の原子力施設沖合に位置する主要漁場等における海産生物、海底土試料及び海水試料を採取・分析し、これら放射能濃度を把握するとともに、調査結果を取りまとめ、関係機関・団体等へ説明する。</p> <p>2. 総合モニタリング計画に基づき、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域において海水及び海底土の採取・分析を行い、その結果を速やかに公表する。</p>	0046
(5) 放射線モニタリング等人材育成事業委託費 (平成2年度)	209 (202)	240 (240)	158 (236)	243	8,10	<p>1. 環境放射能分析研修 環境放射線モニタリングに従事する各都道府県の実務担当者を対象に環境放射能分析に関する研修を実施し、分析測定に関する十分な知識と経験を養成訓練して分析担当者の技術的能力の維持向上を図るとともに、分析結果の正確性・信頼性を確保する。</p> <p>2. モニタリング実務研修 原子力災害発生時、現地で緊急時モニタリングに従事するモニタリング実務者(モニタリングセンターの自治体職員)に対し、原子力規制委員会が策定する「原子力災害対策指針」等を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な基礎的な知識、技術を学ぶ研修を実施するとともに、緊急時の活動について課題演習を行い、実践的なモニタリングの知識、技術を習得する。</p> <p>3. 緊急時モニタリングセンターに係る訓練研修 地方公共団体に対して机上訓練等を実施することにより緊急時モニタリングの体制を評価し、実効性のある緊急時モニタリング体制を整備するための課題やボトルネックを抽出する。</p>	0047

(6)	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業委託費 (平成25年度) ※再掲	297 (23)	79 (65)	147 (104)	123	9	1. 避難指示区域等におけるモニタリングの実施 避難指示区域等の見直しに伴う住民の帰還に向けて、これらの地域における安全性を確認し、住民の安全を確保する必要がある。 そのため、研究機関や民間団体等と連携して、測定員による歩行モニタリングやモニタリングカーを活用したモニタリング等を実施する。 2. 生活行動パターンを想定した避難指示解除準備区域等における線量測定 避難者が帰還した際の複数の生活行動パターンを想定し、この各パターンにおける詳細かつリアルタイムの空間線量率を測定することで、一か月ないしは一年間といった一定期間における積算の空間線量率を算出し、実際に避難者が当該地域に帰還する前に安全性を確認する作業に資するデータを取得する。 3. モニタリング結果を活用した放射線マップの作成 帰還後の住民の安全確保を図るため、空間線量率データ等を詳細に表示した地図を作成し、住民に提供する。	0048
(7)	環境放射線モニタリング国際動向調査等事業委託費 (平成25年度)	13 (7)	12 (6)	12 (12)	12	6	・放射線モニタリングに関する国際動向調査 原子力災害発生時の緊急時モニタリングの体制等に関する諸外国やIAEA等における検討状況を調査する。また、有識者で構成される委員会を開催し、調査結果で得られた知見を基に、放射線モニタリング機能の維持・向上を図るための検討等を行う。	0049
(8)	放射線監視等交付金 (昭和49年度)	6,346 (5,931)	7,891 (6,361)	7,413 (6,178)	7,040	10	原子力発電施設等の周辺地域における放射能影響を調査するため、地方公共団体(原子力発電施設等立地・隣接道府県)における環境放射線監視を行うために必要な施設等の整備、原子力発電施設等の周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。	0050
(9)	放射能測定に必要な経費 (平成26年度)	52 (15)	47 (25)	46 (28)	34	12	・放射能測定法シリーズの見直し 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応における必要性等に基づき優先順位を付けて、1年度に2つ程度の測定法の見直しを行う。なお、見直しに当たっては、自治体等の実務者の意見を収集する。また、同時に、不足している測定法の有無についても検討する。	0051
(10)	緊急時モニタリングの体制整備事業 (平成26年度)	0(0)	1,200 (834)	1,325 (1,042)	837	6	1. 緊急時モニタリングセンターの整備・維持 緊急時に実施するモニタリングを迅速に実行するための拠点となる緊急時モニタリングセンターを整備するため、情報収集および情報共有に必要な資機材等を配備し、維持管理を行う。 2. 緊急時モニタリング資機材等の整備・維持 緊急時モニタリング体制の構築のため、緊急時モニタリング資機材等の整備・点検・維持管理を行う。	0052
(11)	原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業 (平成15年度)	4,874 (3,879)	3,336 (3,063)	3,403 (3,054)	3,526	18	緊急時の対策拠点となる官邸、原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)、現地対策本部の拠点となるオフサイトセンター(OFC)、プラント情報の収集等を行う緊急時対策支援システム(ERSS)等の通信設備の整備維持管理及びその強化を図る。	053
(12)	原子力災害対策実効性向上等調査研究事業委託費 (平成26年度)	228 (157)	48 (18)	158 (116)	120	4	【緊急時対応に関する国際基準等の動向実態調査】 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて順次改訂が進められている国際原子力機関(IAEA)等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する諸外国の動向等を調査する。 【防護措置の実効性向上に関する調査研究】 緊急時に講じられる防護措置によって、放射性物質による影響がどの程度低減されるのか(防護効果)について、国内外における最新の科学的技術的知見を収集し、定量的に評価するための調査・研究を実施する。	054

(13)	原子力災害時医療実効性確保事業委託費 (平成28年度)	-	-	495 (428)	449	13	(1)原子力災害時医療研修・訓練等事業 ・地域における研修等の講師や中核人材を育成するための原子力災害時の専門研修等を実施する。 ・原子力防災訓練への参加を通じた原子力災害時医療に関する実地訓練等を実施する。 ・研修・訓練に必要な教材・資機材の整備・保守等を実施する。 (2)原子力災害時医療体制実効性確保等事業 ・課題等の把握・共有のための各関係機関等の連携強化を図る。 ・各種マニュアル・研修内容の見直し等のための調査研究等を実施する。	055
(14)	原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金 ※再掲	1,344 (1,344)	924 (924)	800 (800)	800	9	住民の要望等を十分に踏まえた、きめ細かなモニタリングを実施するため、個別事情や住民のニーズを把握している県、市町村を主体とした放射線モニタリングを実施することが効果的である。このため、県、市町村が住民のニーズを踏まえ放射線モニタリングに関する用途等を柔軟に選択・実施できるよう、福島県が基金を創設し、国は当該基金に必要な経費を交付する。 県、市町村は、当該基金を活用し、住空間周辺の空間線量率の測定など、住民のニーズに応じたモニタリングを実施する。	0174 (復興庁)
(15)	放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費 ※再掲	2,922 (1,901)	1,556 (1,352)	1,241 (1,080)	1,298	9	(1)環境モニタリング情報の公開 ○環境モニタリングホームページの運営 全国に設置したモニタリングポストの値をリアルタイムで収集し、ウェブ上に公表する。また、原子力規制庁等の放射線モニタリング結果を網羅的に閲覧できるHPを運営する。 ○環境モニタリングデータベースの整備 地域住民や国、自治体、研究者等のニーズに対応するため、政府や福島県等の自治体等が震災以降に公表してきた東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する環境汚染に関するモニタリング情報を収集する。 (2)東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の中長期的な推移の把握等 ○地上からの空間線量率等のモニタリング 東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内を中心とする放射性物質の沈着量及び定点測定や走行サーベイにより得られた空間線量率の分布状況や経時変化を詳細に調査する。 ○航空機による空間線量率のモニタリング 航空機を使用して、広範囲における空間線量率等を面的に調査する。 ○閉鎖的領域におけるモニタリング 河川からの放射性物質の流入・蓄積が特に懸念される閉鎖的領域におけるモニタリングを実施する。	0175 (復興庁)
(16)	環境放射線測定等に必要な経費 ※再掲	1,185 (964)	1,111 (1,027)	1,482 (1,200)	1,108	9,10	東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の早期環境回復、生活環境への不安解消に応えるため、平成23年度第一次及び第二次補正予算等において福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト等の点検校正・保守、稼働状況の把握等の維持管理、モニタリングの実施、測定結果の迅速な公表等に努める。	0176 (復興庁)
(17)	航空機モニタリング運用技術の確立等事業委託費 (平成28年度)	-	-	279 (266)	319	6	1. 航空機モニタリングの運用 ①原子力施設周辺領域における空間放射線量率のバックグラウンドレベルの状況把握。 ②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握および最適な飛行ルートを検討。 2. 放射線プルームの性状把握技術の高度化 ①無人飛行機により放射性プルームを的確に捉えるための飛行手法の検討。 ②放射性プルームの性状(拡散状況、化学組成等)の解析及び視覚化の手法の検討。 ③放射性プルームに係る多様な観測対象(ガンマ線・中性子線量率、放射性ヨウ素、ダスト等)の測定を効率的に実施するための手法の検討。	0056
施策の予算額・執行額		… (…)	21,919 (18,490)	21,544 (18,445)	20,423	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針2017